第一条の四　法第六条第一項第三号及び同条第二項ただし書の国土交通省令で定める気象の観測は、次に掲げるものとする。

一　（略）

二　次に掲げる種目以外の種目について行う気象の観測

イ～ヌ　（略）

ル　降水粒子の分布及び状態（水防活動の利用に適合する予報及び警報に活用するものとして気象庁長官が指定するものに限る。）

三～五　（略）

附　則

この省令は、令和六年三月十五日から施行する。

第一条の四　法第六条第一項第三号及び同条第二項ただし書の国土交通省令で定める気象の観測は、次に掲げるものとする。

一　（略）

二　次に掲げる種目以外の種目について行う気象の観測

イ～ヌ　（略）

（新設）

三～五　（略）